

令和6年度 1月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和6年 1月 5日 (金) 午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 21名 欠席者 3人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	中島 一博	出席	13番	堤 義彦	欠席
2番	池田 正清	出席	14番	城野 松夫	出席
3番	大川 定道	出席	15番	寺田 宏澄	出席
4番	碓 朝男	出席	16番	原 修身	出席
5番	山内 しげ子	欠席	17番	松尾 和明	出席
6番	吉丸 広泰	出席	18番	馬郡 文男	欠席
7番	山崎 清邦	出席	19番	福田 安信	出席
8番	綾部 勝年	出席	20番	橋本 礼子	出席
9番	寺田 一義	出席	21番	佐々木 伸昌	出席
10番	古村 正典	出席	22番	北原 正也	出席
11番	宮原 史己	出席	23番	中島 正則	出席
12番	太田 幸代	出席	24番	岡 龍道	出席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (8件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について委員会許可分 (1件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (3件)

議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について  
委員会決定分(25件)

議案第4号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について  
意見書提出分(8件)

議案第5号 農地の賃貸料情報について(令和5  
その他)

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

## 事務局

皆さん、おはようございます。

新年あけましておめでとうございます。昨年は新体制となり皆様方には大変お世話になりました。今年もよろしく願いいたします。

只今より令和6年1月の農業委員会定例総会を開催します。

現在の出席委員は21名です。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席の連絡が入っている委員さんは〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡が来ております。

会長よりお願いします。

## 会 長

皆さん、改めまして新年あけましておめでとうございます。

今年もよろしく願い致します。委員の皆様方には、農業委員会活動にご尽力頂きありがとうございます。特に昨年7月より新規に就任された委員さんにおかれましては、慣れない農業委員会活動、タブレット端末を取り入れての農地パトロール等大変ありがとうございました。今年には地域計画の策定の年でもありますので、普段の活動に加えて、活動内容が若干増えるかと思いますが、よろしく願いいたします。地域計画策定にむけた地域協議への参加、特に農家の皆様との情報交換による農用地利用に関する情報提供につとめて頂きたいと思っております。他にも農業者年金加入促進等何かと忙しい年になるかと思いますが最後までよろしくお願い致します。

本日の議案・報告等につきましては

- 報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について
- 議案第5号 農地の賃貸料情報について（令和5年分）

その他

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見をお願いします。また、議事に関する事以外についての発言は控えてください。

## 議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員を指名します。

事務局

起案報告後の農業公社による農地売買特例事業研修会の説明

議長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	8件	面積	23,689.3㎡
------	----	----	-----------

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

続きまして議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

12月26日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。

経営規模の拡大であり、事務局説明の通りです。地元生産組合長等の同意も得られています。

宜しくご審議ください

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

12月26日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。  
転用の目的は居住用住宅の建築です。北側の農地は現状では耕作されていないため、影響はないと思われます。雨水、生活用排水も適切に計画されており支障はないと思われます。区長、生産組合長等の同意もえられており問題はないと思います。  
宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

12月25日に地区担当委員と事務局で現地確認を行いました。

申請の目的は譲受人が役員を務める建設会社の事業拡大が見込まれるのにあたり、道路を挟んだ隣接地を新たに資材置場および駐車場として利用したいとするものです。地元生産組合長、区長の同意も得られております。

宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸付人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

江口の農業委員の〇〇です。

12月25日に担当地区委員および事務局で現地確認を行いました。

申請地は説明がありましたように豆津から江口に向かっている県道江口東尾線の東大島地区です。西鉄バスの大野バス停すぐ近くです。転用目的は現在居住されているアパートが手狭になってきたためです。祖父が所有されている宅地と一体での住宅の建替えとなっております。汚水、雨水は適切に排水される計画となっております。周囲に影響を及ぼす農地はないことから支障はないと思われます。区長、生産組合長等の同意も得られてあります。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用

土地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 25件 所有権移転 0件

議長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

12月26日に現地確認を行いました。

申請地は中原駅東側です。農地は現状では耕作されておりません。排水計画は適切にされていると思います。区長、生産組合長等の同意も得られております。

宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は区画整理等の土地改良事業が行われていない農地であり、市街地の傾向が著しいと判断される指標である駅からの距離が 300m以内の農地であることから除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。  
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号1について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号1については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第4号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。



議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

12月26日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。

除外目的は建売分譲住宅建設用地です。周囲農地への支障はないと思われま。す。区長、生産組合長等の同意も得られてあることから問題はないと思われま。す。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、国営、県営かんがい排水事業の受益地内であり、農地の広がり10ha以上と判断される区域であるが、申出の目的が住宅建設用地で、集落に接続する場所のため、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号2つについて、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号2については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第4号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

12月26日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。

申請目的は建売分譲住宅です。隣接する農地の所有者からの同意、区長、生産組合長等の同意も得られております。排水等の問題もないと思われます。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が住宅用地としての計画で、みやき町役場みやき庁舎から500m以内の距離の場所であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮及び関係者との協議を十分に行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号3について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号3については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第4号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

町委員

12月26日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。一般住宅の申請です。区長、生産組合長等の同意も得られており、問題はないと思われます。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は区画整理等の土地改良事業が行われていない農地であり、農地の広がりもなく、市街化の区域に近接する区域であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号4について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号4については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第4号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

12月26日に現地確認を行いました。

申請人は事務局の説明どおり、隣接する宅地の孫にあたる方で、親は隣の祖父と一緒に

に住んでおられます。周囲の田んぼも祖父のもので影響はないと思われま  
す。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いし  
ます。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的  
が集落に接続する場所での一般住宅の建設用地であり、周辺の農地以外の土地を含め代  
替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があること  
から、継続した営農ができ、かつ土地改良施設等に支障を及ぼすことがない土地利用計  
画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。  
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第4号5について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求  
めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号5については、決定された意見を付して、町長に送付し  
ます。  
続きまして、議案第4号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局よ  
り説明をお願いします。

事務局

議案第4号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

12月25日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。  
申請地は県道江口東尾線豆津北の信号機から西にむかって300メートル入り、九州リースあたりから北へ100メートル程行ったところですが。除外の目的は共同住宅の建設となっております。除外するにあたり今後の地域農業改善計画に支障はないと思われま  
す。また、排水関係も適切な排水計画で支障はないと思われま  
す。区長、生産組合長、隣接者からの同意も得られており問題はないと思われま  
す。  
宜しくご審議ください。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が集合住宅の建設用地であり、農地が介在するものの集落に接続していると判断される場所であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設等に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。  
ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号6について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号6については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第4号7農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号7農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

12月25日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。

北側に水路があり排水に問題はないと思われまます。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が住宅の建設用地であり、2辺が水路に接しており、広がりのある一体的農地を分断しているとは判断しづらい場所で、北側集落に近接場所であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する

農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設等に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号7について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全体挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号7については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第4号8農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号8農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

12月25日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。  
事務局の説明どおりです。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)



議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、県営かんがい排水事業の受益地内であり、農地の広がり  
が10ha以上と判断される区域であるが、申出の目的が住宅敷地であり、集落家屋に  
接続する場所であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、  
除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、  
かつ支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案  
させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。  
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号8について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求  
めます。

(全員挙手)

議 長

賛成ですので、議案第4号8については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号農地の賃借料情報について事務局より説明をお願いします。

事務局

農地の賃借料情報について説明

事務局

議案第5号について、議案書に基づき農地の賃借料情報の算定基礎の内容及び平均額、  
最高額、最低額の調整区分について説明。

議 長

事務局より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします

〇〇委員

中原と北茂安についてはじわじわと下がってきていると思います。  
平均賃借料は校区ごとに調整をされているのですか。

〇〇委員

ハウスの賃貸料は関係ありますか。

事務局（田中.弓）

補足説明

議 長

他に質疑が無いようですので、令和5年分の賃借料情報について、平均額、最高、最低額をどの抽出区分にするかについて採決を行います。

「調整なし」の区分に賛成の方の挙手を求めます。

中原校区、北茂安校区、三根校区ともに「調整なし」に多数挙手

只今の採決により、令和5年分の賃借料情報については、（調整なし）の区分とすることで決定しました。

他に質疑が無いようですので、令和5年分の賃借料情報については、中原校区は8,100円、北茂安校区は13,600円、三根校区は15,200円の区分とすることで決定しました。

決定しました情報については、事務局から説明がありましたように2月号の広報誌、町のホームページ及び窓口での周知を行います。委員の皆さんにおかれましても、農業者の方からお尋ねがあった際には情報提供を行ってください。

その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 地域計画策定に係る進捗状況について
2. 農振除外案件（10件 2月総会審議案件分）の現地確認について

議 長

2月の総会は、2月 5日（月）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、2月 5日（月）実施するという確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、1月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

これで1月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 寺田 一義

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番